

大分県における近代女子教育

舌 間 誠 子

(一) 近代女子教育のはじまり

明治初期、文部顧問として日本に招かれたダヴィット・モルレーは、かねてより女子は男子と同等に教育すべきであると具申してきたが⁽¹⁾、それは、子どもの教育は母の影響が大きいこと、女子は児童教師として適任であることを理由に挙げていた。

明治天皇も華族の女子教育についての関心を高めており⁽²⁾、明治五年二月に東京女学校⁽³⁾、同年五月（旧暦四月）に京都府女学校⁽⁴⁾が開設された。

明治三年から六年まで外交官として米国に駐在した森有礼は、当 地において、ダブルエ・デー・ウイット⁽⁵⁾らの米国有識者に「日本 の教育をいかにすべきか」意見を聞いた⁽⁶⁾。

教育の近代化構想が大きすぎたのか、新しい教育制度は庶民生活に役立たないことが判明する。女子の就学率は思うように上がらず、次第に政府の意図するものとは反対の「女子には学問は不用」という考え方が広まつていった⁽⁷⁾。

明治一二年九月、「学制」を廃止し「教育令」が公布される。「学 制百年史⁽⁸⁾」によると、その改革に先立つて文部省は文部卿西郷 徒道たちの意見などをまとめ、「男子と女子では職分が異なつてい るから性別によつて教育目標を違え、教育内容に差をつける」方針 をとつた。そこでは「学制」は男女共通教育を基本にしており、こ のような理想追求的な態度では生徒を学校にひきつけることはでき ない、という理由が挙げられた⁽⁹⁾。

「教育令」第四二条に、男女別学（別教室）の原則（小学校は除く）が定められ、学事諮詢会は、「男子の活潑剛毅にかえて温和貞順の 婦德教育を目指さなければならない」と決定した。さらに明治一五

年には「女子の為には一家の經理、子女の養育を始とし、凡て女子の業務に適する知能を与え、優良の婦徳を養成」することが求められた。女子には女子に適した教育が必要だという方向に加速していく、結局、初等教育では共通教育の内に家政的な教材が大幅に盛り込まれ、中等教育では性差を全面的に認める政策が実施されることとなつたのである⁽¹⁾。

但し、依然として女子の就学率は低迷のまま大きな進展を見ることはなかつた。

(二) 大分県の女教師

県下の女子就学率は、「学制」施行後六年経過した一八七八（明治一二）年に、約二〇%となつている（83頁の就学率表参照）。就学率と日々学校に通う数値には差が生じるので、実際は一割を大きく下回るものと考えられる。

女子の修学に関しては女教師を無視することはできず、ここで県下教職にいた女性の状況を把握しておきたい。

「表1」では、明治七年一二三名の女教師のうち、暁谷（日出）に三名、鶴谷（佐伯）に二名が在職しており、この二校とも女兒小学であつた⁽²⁾。「大分県年報」に、「村落学校ニ至テハ土地ニ就キ裁縫等ヲ習ヒ得タル婦女無ク、他ヨリ聘スルモ又其居ヲ移シ教師ニ從事スル者ナク、是レ教育上村落僻陬ノ地ニ於テ急務ノ尤モ急務」なりと載つたのは、明治九年のことである⁽²⁾。

この「表1」を見ると、明治六年の全教師数による女教師の比率は三・六%、明治一〇年二・九%、明治一四年三・四%、明治一八年二・〇%で、初期から一〇年代までは、四%以下である。「表2」を見ると、明治一二〇年代は二・七%台で、三〇年代から二桁台に増加し、明治四〇年には男教師三人に一人の割合となつている。女教師の増加と女子就学率の関係については、後の節で検討を加える。

表1 大分県教諭数一覧 (人)

明治	学校数	男性教員	女性教員	全教師数による女性比
6	106	217	8	3.60%
7	246	335	13	3.70%
8	344	492	17	3.30%
9	522	908	18	1.90%
10	548	993	30	2.90%
11	580	1,168	20	1.70%
12	583	1,335	30	2.20%
13	592	1,321	24	1.80%
14	575	1,428	50	3.40%
15	581	1,482	34	2.20%
16	542	1,474	28	1.90%
17	558	1,526	27	1.70%
18	529	1,556	31	2.00%

※『大分県教育百年史』第一巻 p.317 より作成

表2 女教師の数と比率（明治25～40年）

明治年	25	26	27	28	29	30	31	32
女教師数	25	53	79	107	105	186	204	—
比率 (%)	2.3	4.2	5.8	7.9	7.4	12.0	12.6	—
明治年	33	34	35	36	37	38	39	40
女教師数	252	336	389	442	494	564	566	621
比率 (%)	13.7	17.0	18.2	20.6	23.2	24.5	23.8	24.8

※坂本智恵子「地方女性史－大分県における働く婦人の歴史・明治期を中心にして－」（私学研修）65、財団法人私学研修福祉会、1975、48頁表4から引用・作成

(三) 大きな転換期「一九〇〇年」

女子の就学率が急上昇したのは、一九〇〇（明治三十三）年のことである。大分県女子の明治三二年の就学率は四九・五七%であったのが、明治三三年に六六・一五%へと増加し、一年間で一六・五八ポイントの上昇をみることができる。

全国女子の就学率は、明治三二年の五九・〇四%から、明治三三年の七一・七三%へと推移し、一二・六九ポイントの上昇を見る。

また、明治三三年から三四四年にかけて、全国女子は一〇・〇七ポイントの上昇、大分県女子は一二・八九ポイント上昇する。明治三二年から三四四年にかけて、全国女子は二二・七六ポイント、大分県女子は二九・四七ポイントの上昇が認められ、この二年間ににおいては、驚異的な上昇を遂げたことが証明できる。

さて、一八七四（明治七）年から一八九九（三二）年までの二五間に、全国男子は三八・八九ポイント上がりつており、年間に平均すると約一・五六ポイント上昇してきたことが伺える。同じく全国女子は、二五年間で四一・八二ポイント上がり、年間に平均すると一・六七ポイントの上昇。同様に、大分県男子は年間平均二・〇一ポイントの上昇、大分県女子は年間平均一・六三ポイントの上昇であつたことが確認できる。

明治期全体を通して⁽³⁾の年間平均上昇率は、全国男子一・三九ポイント、全国女子二・一一ポイント、大分県男子一・五八ポイント、大分県女子二・三六ポイントで、女子は初期の就学率が低かつたこ

就学率前年差一覧表（大分県）

和暦 (西暦)	男子(%)		女子(%)		男女(%)		和暦 (西暦)	男子(%)		女子(%)		男女(%)	
	就学率	前年差	就学率	前年差	就学率	前年差		就学率	前年差	就学率	前年差	就学率	前年差
-1873 6	-	-	-	-	-	-	-1893 26	73.98	2.48	31.62	2.9	54.15	2.55
-1874 7	39.2	-	8.7	-	24.2	-	-1894 27	73.72	-0.26	32.76	1.14	54.5	0.35
-1875 8	42.6	3.4	9.6	0.9	26.6	2.4	-1895 28	74.46	0.74	32.47	-0.29	54.23	-0.27
-1876 9	53.5	10.9	16	6.4	35.3	8.7	-1896 29	78.98	4.52	38.04	5.57	59.44	5.21
-1877 10	54.9	1.4	19.9	3.9	38	2.7	-1897 30	82.09	3.11	42.78	4.74	63.19	3.75
-1878 11	59.8	4.9	20.3	0.4	40.6	2.6	-1898 31	80.89	-1.2	44.31	1.53	63.22	0.03
-1879 12	60.9	1.1	19.31	-0.99	40.81	0.21	-1899 32	84.34	3.45	49.57	5.26	67.6	4.38
-1880 13	61.2	0.3	17.5	-1.81	39.87	-0.94	-1900 33	91.58	7.24	66.15	16.58	79.21	11.61
-1881 14	62.6	1.4	17	-0.5	40.32	0.45	-1901 34	94.33	2.75	79.04	12.89	87.2	7.99
-1882 15	66.09	3.49	21.84	4.84	44.55	4.23	-1902 35	96.83	2.5	88.72	9.68	92.88	5.68
-1883 16	71.6	5.51	37.2	15.36	55.06	10.51	-1903 36	98.2	1.37	94.3	5.58	96.3	3.42
-1884 17	67.2	-4.4	29.6	-7.6	48.86	-6.2	-1904 37	98.52	0.32	95.76	1.46	97.17	0.87
-1885 18	65.99	-1.21	29	-0.6	47.95	-0.91	-1905 38	99.05	0.53	98.01	2.25	98.01	0.84
-1886 19	62.39	-3.6	25.31	-3.69	44.52	-3.43	-1906 39	99.2	0.15	97.61	-0.4	98.39	0.38
-1887 20	60.69	-1.7	24.12	-1.19	43.02	-1.5	-1907 40	99.32	0.12	97.98	0.37	98.66	0.27
-1888 21	62.6	1.91	23.64	-0.48	43.95	0.93	-1908 41	99.41	0.09	98.22	0.24	98.84	0.18
-1889 22	67.37	4.77	24.59	0.95	46.86	2.91	-1909 42	99.35	-0.06	98.29	0.07	98.83	-0.01
-1890 23	69.71	2.34	26.95	2.36	49.31	2.45	-1910 43	99.22	-0.13	98.18	-0.11	98.72	-0.11
-1891 24	70.93	1.22	28.39	1.44	50.81	1.5	-1911 44	99.28	0.06	98.32	0.14	98.82	0.1
-1892 25	71.5	0.57	28.72	0.33	51.6	0.79	-1912 45	99.23	-0.05	98.35	0.03	98.81	-0.01

*『大分県統計書』、『大分県教育百年史』第一巻 より算出／小数点第2位が確認できなかった年は、第1位までを表示

ともあり、男子に比べ〇・五～一ポイント程度上回ることになる。

信頼性のおける数値から勘案すれば⁽¹³⁾、一年間に十数ポイント以上の上昇をみた年は明治三三年と三四四年において他になく、この点からも注視できる二年間だと言える。

明治三二年の大分県は全国第三七位の低い順位にあり、視学官田

中勝之亟が「今や学齢児童の就学率は九州最下位に落ちた」と嘆いていたところである⁽¹⁴⁾。明治三三年を期に著しく上昇した県下女子の就学率は、二年後には全国女子平均を上回るまでになった。

（四）就学率急上昇の要因を探る

前節の、急上昇した理由について分析を試みる。

①就学督促の徹底

鈴木定直知事は就学者の増加しないことを遺憾とし、三三年一月九日の訓令第一号をもつて、毎年一月に郡長が町村ごとに就学児童の標準歩合を定めるよう、町村長に示した。各町村長は就学者督励上の目標とし、その達成を果たすよう厳命された。

さらに二月九日に訓令第四号を発して、再度督励に勉めるよう念を押し、九月一二日、翌年一月にも訓令を発する。完璧を期すよう、重ねて就学状況を調査・検討させ、今一層の就学督励を推進するよう徹底させた（『大分県教育百年史』による⁽¹⁵⁾）。

②「小学校令」「小学校令施行規則」など法令の改正

全面改正された「小学校令」「小学校令施行規則」「小学校令に関

する訓令」が八月に公布された。これは、明治二三年の「小学校令」改正より一〇年を経て、初等教育制度の全面的整備をはかること、すなわち産業革命と資本主義の急速な発展、日清戦争後の国際的地位の向上に基づき、天皇制国家の進展に即応するための改正であった。

その主な要旨として、修業、卒業の試験制度を廃し、平常成績を重視する成績考査法に改めることや、授業料徴集は原則として廃止することが挙げられた（『大分県教育百年史』による）⁽¹⁶⁾。

③「高等女学校令」公布による女子教育の進展

明治三二年に「高等女学校令」が公布され、三三年に大分県高等女学校が開校。当時、女学生は珍しく、人々の羨望の的となつた。

「大分の女学生といつたら大したもの、在学中からお嫁の申し込みは降るほどあり、卒業までは待ちきれなくて花嫁転出に中途退学者続出には学校当局も頗る頭を痛めたもんだ。（中略）機会あるごとに花嫁探しのあの眼、この眼がさぞ光つた事だろう。（中略）入学試験が行われたが、ほとんど高等科卒業生」であつたという（『大分県教育史談』による）⁽¹⁷⁾。

県下では日清戦争が終わると女子教育推進と高等女学校設置についての世論が高まり、『大分県教育雑誌』に寄せられた意見や論文⁽¹⁸⁾は一五件余りを数えた（『大分県教育百年史』による⁽¹⁹⁾）。高等女学校設立で湧いた世論は、初等教育の女子就学に刺激となつたことが推察できる。

④女教師の増加

第二節で述べたように、明治三〇年代に入つて、女教師が増加した。このことは、女子の就学に大きく影響すると思われる。

第一節で紹介したダヴィット・モルレーの「女子は児童教師として適任である」との見解は他者にも聞くところで⁽²⁾、女性が初等教育に適任していることは、今日までの小学校女教師の活躍と拡充を考えれば、証明できる。

女教師が増加することは、男女間の隔たりが強かつた明治期、特に女子児童にとって学校が身近なものとなる⁽²²⁾。

⑤「裁縫」など実情にあつた専門教育課程が施されたこと

明治期の歴史的・社会的環境においては、女子のみならず一般的な男子においても知的教養を求めるには時期尚早で、日々の実情からかけ離れた学校は敬遠される傾向にあつた。

これまで女子就学を促すために、裁縫課程を設けるよう度々進言され続けた。しかし、女子師範学校や裁縫専科の制度が充分なく、女教師の量と質を向上させるまでには至らなかつた。

明治三一年「裁縫専修科規定」が制定され、翌年大分師範学校に「裁縫講習科」が新設され⁽²³⁾、明治三三年前後から、県下に裁縫女学校が次々と設立された⁽²⁴⁾。これにより、裁縫教育は水準を上げることとなつた。

⑥親世代の交代による教育意識の変化

明治初期から中期にかかる就学対象児童の親の世代は、近代教育が存在しなかつた時代に成長している。つまり、近代教育を体験し

ないまま育つた。教育の価値を理解できない、あるいは価値をみいだせない世代であったことが考えられる。明治になつて近代教育がはじまつたものの、「学制」はあまりにも理想が高すぎた。「教育令」下で就学が強要され、次第に男子の間で教育は浸透してきたが、その男子でも十分に初等教育を受けるのは容易ではなかつた時代である。

明治一〇年代に子どもだった世代は、明治三〇年代に親となる。明治一二年の大分県男子の就学率は六一・二%、女子は一七・五%。日々学校に通える児童は、この数値よりかなり低かつたことが想定されるが、しかし、学校や教育に対して何らかの期待感を持つたことは推し量れる⁽²⁵⁾。

(五) 就学率急上昇の検証

前節では、明治三三年を契機にした県下女子の就学率急上昇の要因を探つてみた。

たとえば、その他にも⑦教育勅語による国家主義教育の推進、⑧日清戦争後の国際的立場の飛躍、⑨その賠償金の一部を教育費にあてたこと、⑩三国干渉後に沸き上がる「臥薪嘗胆」の国民的統一意識、⑪新聞や印刷物を媒体にした国民世論の高揚が国民・県民の自觉を促し、初等教育の必要性を生じさせたこと、などが挙げられる。どの理由も、就学率上昇のきっかけとなつたものと考えられるが、つぎに、各項目との検証を行つてみる。

① 就学督促の徹底に関する

明治三三年までに、督促は何度も行われてきた。中には一時的に就学率が上昇した年代もあつたが、継続性に欠け、就学率届出の統計精度自体を疑うことにもなつた。

しかし、三三年の鈴木定直知事の就学督促は、これまでになく強化されたものと見受けられる。

② 「小学校令」「小学校令施行規則」など法令の改正に関する

同じく、改正は何度も行われてきた。今回の義務教育授業料免除の即効性が大きな要因のひとつであることは間違いない。

③ 「高等女学校令」公布による女子教育の進展について

高等女学校に進学する女子は、一部の恵まれた家庭の娘たちであつた。よつて、庶民レベルでの女子初等教育就学率に直接結びつくものではない。

しかし、彼女たちへの憧れが世論を湧かせたことは評価できる。意識を高める上で、高等女学校は斬新で画期的な役割を果たしたと考えられる。

④ 女教師の増加に関する

評価できる要因である。但し、明治三三年を契機に急に増加したのではなく、徐々にえてきたのであるから、就学率急上昇に直接的な答えにはならない。

⑤ 「裁縫」など実情にあつた専門教育課程が施されたことに関する

裁縫技術を習得することは、当時の女子にとって重要であった。しかしながら、④の女教師と同様で、就学率急騰の要因にはなりに

くい。

また、裁縫専門の女学校は、三三年前後から増加したので、裁縫教師として小学校で教えるには数年を必要とする。

⑥ 親世代の交代による教育意識の変化について

自らの児童期において学校教育を知る世代が親となり、我が子を就学させることに抵抗を感じなくなつた、あるいは、そのハードルが低くなつてきることが推定される。

三三年までも、就学率上昇のチャンスはあった。しかし、その機運に乗れなかつたのは、近代教育に無理解な世代が親であつたことが大きく影響していたのではないだろうか。子どもを学校に送り出す側の、親の意識が欠如していたら、就学率は上がらない。当然の理論であるが、それを見落とすことは危険である。

就学率上昇の原因は、前項目にみられるような要素を多々含み、それぞれが複合的に混ざり合つてゐる。つまり、教育推進の督促や制度の改正が時期的に合致したこと、当節の世論が女子教育を後押ししたこと、女子教育の環境が整いつつあつたこと、親世代が学校に理解を示し始めたことなどが互いに作用し、ナショナリズムの高揚とともにこれらが相乗効果を生み、就学率の急上昇に繋がつたものと考えられる。

また、大分県の場合は、隣近所と同じ行動をとる習性が強いよう見受けられる²⁶。何事も受け入れる県民性が、就学ブームに拍車をかけたといえるのではないだろうか。

(六) 女子初等教育の展開—作文からの考察—

急激な就学率の上昇を遂げた大分県女子の初等教育はどのように展開されたのか、明治四〇年前後の高等小学校女児の「作文」から考察する。

史料は、「大分県杵築市旧杵築高等学校明治期作文集」(『近世文書解説シリーズ』第二集、別府大学文学部史学科近世文書講読会、指導監修河野房男・後藤重巳、一九七五)と、その作文の複写である。

対象となる女子児童の年齢は、一一歳前後であつたと推察される。作文は、全部で四六点。表題は全員が「暑中休暇の心得」で、夏季休暇中の各自の目標を書かせた作文である。誤字が多いが、訂正せずにそのままの姿のものを数点掲載する。

(六) 暑中休暇の心得／井上ウメ／私は、学校で、ならつたこと、などは、おさらゑを、しょーと思ひます。又、桃や、すももりなども、たべまいと、思ひて居ります。そのほか、ごちそーなど、は多くたべてから、病氣ができるから、つねなみ、たべて居らねば、なりません。すへりかゝりた、ものはたべんごとく、せねばなりません。夏に、なると、病氣ができるので、よーじんして、居らねばなりません。又、水を、のんではなりません。／速見郡杵築町字広小路井上善太郎

学業に関しては、「おさらい」することだけで、あとは衛生面に注意することで占められている。果物やご馳走を我慢すること、すえりかかつた（腐りかかつた）ものは食べんごとく（食べないようにな）せねばならないこと、病氣に用心することなどが切々と綴られている。クラス全体の作文がこれとほぼ似た内容である。

(七) 暑中休暇の心得／磯矢キヌ／暑中休暇二ハ、私ハ、ウチニオツタ、時ニハ、父母ノ、イフコトヲ、キイテ、キヤク、ナドニ、ヨバレタ時ニハ、オホシイモノガアツテ、タクサン、タベテハ、ナラン。又、オマツリニ、イツタ、時ニ、クダモノ、ナドガ、デテオツテモ、タクサンタベテハ、ナリマゼン。又ヒマガアツタ時ニハ、スコシツツ、勉強モ、セネバナリマゼン。又、キヨーダイモ、ナカヨク、セネバナリマゼン。／速見郡杵築町南台磯矢恒男

親のいうことを聞くことや、兄弟仲良くすることが書かれている。勉強に関しては「ヒマガアツタ時」にすることが掲げられ、あとは食べ物について綴られている。

(一六) 暑中休暇の心得／神鳥ミサヲ／私はうちにをりて、しじとに力せいをしょーと心ひます。夏になつてから、まつりが、たくさん、きますから、でつよなどを、してをいしいといつてたくさん、たべでは、病に、かかりたり、してはならぬから、なんぼ、をいしいと、ゆてもたくさん、たべて、は、なりませぬ又夏にはくだものが、う

れますから、それも、あたつたり、しますから、たくさんたべてはなりませぬ。又びよきが、はつたりすると、人にうつつたり、など、

しますから、ひよじん、せねば、なりません。まつりに、いつて、みると、いろいろな、ものが、町に、だして、あるとそれを、みて、ほしょがては、なりませぬ。又夏にはゆ、だちが、たびたび、ふるから、雨水などを、たべてはなりませぬ。

などを、せぬよーに心がけねばなりませぬ。／速見郡杵築町字古野
神島高次

作文全体を通して、夏祭りの話題を多く見かける。しかしすべてが、「なりませぬ」の言葉で終わる。この作文は、「お祭り」に二度

触れていて、出店の商品や食べ物を「ほしょがては」（欲しがつては）ならないと、自分自身に言い聞かせるかのような作文である。

(二九) 暑中休暇の心得／土肥サワ／私ハ暑中休暇ニ、ナツテカラ、子モリヲシタリ、朝夕方ニ、ナツテカラ、ザヲハワイヒタリ、花庭ヲハワイタリ、シテ、学校デ、ナラツタコトヲ、ヲサラヘシタリ、ヲマツリナドガ、キテカラ、カヒグヒヲ、センデ、アンマリ、ヨイゴチソーハ、タクサン、タベルト、病氣ニナルカラ、ヒツモタベル、クラヒニ、タベテ、父母ノ、ユーコトヲキヒテ、父母ガナンデモ、イヒツケテカラ、クチヘントヲ、セヌヨー二、キヨーダイ、ゲンカヲ、セヌヨー二、ショート、思ヒマスソレデ暑中休暇ニナツテカラナルタケ病氣ノデキヌヨー二ショート思ヒマス／大字塩浜

二百十八番地土肥高次

誤字の少ない文章である。家の手伝いを具体的に掲げ、父母に口答えをせぬように戒めていることや、あまり食べ物に言及していないことが、優等生の印象を受ける。

この頃の様子をもう少し具体化するために、すべての作文をキーワードに沿ってカウントし、全体像を描いてみた（作文一点づつの単位でカウントするので、同じ作文中にキーワードが何度つかわれていても、一点とみなした）。

・「食べ物」	三二一点	全作文中の六九・六%
・「果物」	二一点	全作文中の四五・七%
・「水、生水、雨水」	一〇点	全作文中の二一・七%
・「病気、養生」	一四点	全作文中の四七・八%
・「お祭り」	二二点	全作文中の三〇・四%
・「父、母、祖父母」	二九点	全作文中の六三・〇%
・「兄弟」	八点	全作文中の一七・四%
・「子守」	二一点	全作文中の二三・九%
・「家の手伝い」	二六点	全作文中の五六・五%
・「勉強、おさらい」	三二点	全作文中の六九・六%
・「清潔、運動、健康」	二一点	全作文中の四五・七%

キーワードの引用率の高さに、個性よりも全体を重視していた国語教育、あるいは修身教育を改めて確認することになった。しかし

ながら、それ以上に、当時の女子児童の無邪気さや律儀さ、素朴さに心を打たれる。

その他には、「そむかぬように」や「三つの規則、規律と従順と清潔」などの言葉が確認できる。「規律」と「従順」と「清潔」の文字は漢字で正しく書かれていて、日頃からしっかりと教え込まれた様子が推察できる。

他に目を引いたのは、「(食べ物を)いのえきらん」とは、ゆ一きがないのです。(中略) そんなことをきをつけんと、いつときがつこーに、くることができんよーになります」という作文である⁽²⁸⁾。言いつけを守り、口答えをせずに、従順でなければいけなかつた子どもの姿がはつきり見えるようである。

作文を読んでいると、本当は、「(+)ちそうを食べたい」、「お祭りを樂しみたい」、「おねだりがしたい」といった彼女たちの本心が見え隠れする。しかし、「病氣になつてはいけない」から、欲望や感情を押さえ込んでいるのである。

このような飾り気のない作文史料は、一見稚拙のように捉われがちだが、実際は貴重な史料となり得ることが判明した。たとえば、衛生面に関する内容がしきりに出てくる。生徒たちは教師から、「夏は食べ物が腐りやすい」ことや「生水が危険」であることや「果物には氣をつける」ことを学び、日頃から注意されてきたのであろう。ほとんどの児童が同じような表現を用いている。間接的ではあるが、

しかし教師が何を生徒に伝えていたのか一目瞭然である。

成田龍一氏は、「女性へ衛生を伝える回路は、①地域とくに学校、②女性雑誌や新聞などのメディア（後略）」を挙げ、「一八九八年に学校清潔法、翌年には学校伝染病予防及消毒方法や学校医精度が制定・施行され（中略）また、修身・理科・体操などの教科で清潔の観念が教えられ」たと論じた⁽²⁹⁾。この杵築高等小学校の作文は、成田氏の論述を裏付けするものといえる。

さらに、この作文集は、明治末期の女兒たちの無垢な性質を掌握することができる史料である。近代女子教育の展開を考察するためには、このような側面を見るのも貴重であるといえるのではないか。だろうか。

おわりに

日赤大分県支部の看護、婦採用時の履歴書によると、彼女たちのほとんどが高等小学校卒業者であった。高等小学校を終えてからはしばらく裁縫の修業をするが、その場合、裁縫や礼式の個人的師匠についている場合が多く、誰に師事したかが明確にしるされていた。古庄ゆき子氏は「誰についていたかが彼女たちのステータスシンボルになつていたのではないかと推測される」ことを指摘した⁽³⁰⁾。

徐々にではあるが都会を中心に各家族化が進み生活様式が変化していくと、家事の簡素化や合理化が要求されはじめ、裁縫技術の向上や料理栄養の知識、衛生や育児のことなど、主婦の能力が問われ

る時代になつていつた。学校教育で実践を学んだ女子たちが職業婦となり、あるいは主婦となり、自ら主体性を持ちはじめた。

一九一九（大正八）年、早稲田大学教授帆足理一郎はつきのよう述べた⁽¹⁾。

民本的の家庭では婦人が主人公である。即ち主婦である。男子は外に対してする社会関係に於て主人なるが故に、家内にありては婦人が主人でなければ釣合ひが取れぬ。

ちょうど、前述の杵築高等小学校の女子たちが主婦になつてゐる頃である。彼女たちの純粋な精神は、国家主義の教育や良妻賢母主義の教育に素直に順応していつたに違いないが、しかし一方、多くの知的知識を習得してきたことも事実である。

註

(1) David Murray (一八三〇～一九〇五) は学監（文部省顧問）として

在任中、わが国の教育事情を観察したうえで女子教育の必要性を具体的に述べ、欧米諸国実情にもふれ、女子教育振興の具体策を提案し、

数回にわたって「申報」した（海後宗臣監修『日本近代教育史事典』

平凡社、一九七一年より）

(2) 華族の女子に対して「我邦女學ノ制、未タ立タサルヲ以テ婦女多クハ事理ヲ解セス。殊ニ幼童ノ成立ハ、母氏ノ教導ニ關シ實ニ切緊ノ事ナレ

ハ、今海外ニ赴ク者、妻女或ハ姉妹ヲ挈テ同行スル固ヨリ可ナルコトニテ外國所在女教ノ本アルヲ曉り、育児ハ法ヲモ知ル足ルヘシ」と諭した（櫻井役『女子教育史』増進堂、一九四三、一三〇～一四〇頁より）

(3) 旧亀岡藩邸に開校したが、一一月に竹平町に新築移転し、東京女学校と称した。

(4) 当初は新英学校および女紅場として開設。先だつて明治三年、旧所司代邸に中学校を開き、華族の希望者を入学させていたところ、更に、新英学校を開校し、華族の子女を教授するにいたつた。後に、一般女子の入学を許可した（櫻井役『女子教育史』増進堂、一九四三、一五〇～一六〇頁）

(5) 森は駐米中にW.D.Whitney (一八四七～一八八八) らに書簡を送り、意見を聞いた。一三人から返事を得、それをまとめたのが一八七三年（明治六年）アブレット社より公刊された『日本の教育』(Education in Japan) である。この書の一部が邦訳されて『日本教育策』として出版された。母親の役割の大きさをなどについての内容である（片山清一『近代日本の女子教育』建帛社、一九八四、一四〇頁および『学制百年史』文部省、一九七二より）。

(6) 海後宗臣監修『日本近代教育史事典』平凡社、一九七一年、四二一頁より

(7) 柿沼肇『近代日本の教育史』教育史料出版会、一九九〇年、二六〇頁

(8) 「教育令」は、学制下における厳しい督励主義に対する批判から中央統制をゆるめ、教育をかなり地方の自由にゆだねる政策の転換を試みたものである。

- (9) 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』黎明書房、一九九三、七九〇八〇頁
より

(10) 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』黎明書房、一九九三、八〇頁より

(11) 坂本智恵子・古庄ゆき子「地方女性史—大分県における働く婦人の歴史・明治期を中心にして」(『私学研修』六五、財団法人私学研修福祉会、一九七五、四六頁より)

(12) 坂本智恵子・古庄ゆき子「地方女性史—大分県における働く婦人の歴史・明治期を中心にして」(『私学研修』六五、財団法人私学研修福

祉会、一九七五、四七頁より)

(13) 全国と大分県が比較できる明治七年から明治末のデータを使用する。

(14) 明治九年の大分県男子は、一〇・九ポイントの伸びをみせている。しかし、明治八年から九年にかけて福岡県に所属していた下毛・宇佐両郡が大分県に編入されるなど公立学校の数が急増したことが判明している。また、明治一六年の大分県女子は一五・四ポイントもの上昇をみせるが、明治一五年の「就学督責規則」により、強硬な就学奨励とやや疑問を生じる報告届出制、あるいは、一七年にマイナス七・六ポイントも下がり、高水準を保つ継続性がないことなどを精査した。

よって、これらの数値は、比較するには適さないものと判断した。

(15) 坂本智恵子「女子教育問題史研究—子守学級の研究」(『私学研修』九四、財団法人私学研修福祉会、一九八三、二一一～二二二頁より)

(16) 『大分県教育百年史』1、大分県教育庁総務課、一九七六、三八六頁
(17) ほかにも、尋常小学校修業(義務教育)年限を四年に統一し、高等小学校の修業年限を(なるべく)二年とし、尋常小学校に併設すること

を奨励して、通算六年の義務教育の年限を準備したこと。法制的に就学義務の免除および猶予の要件を明確に区分し、就学を厳重に督励すること。教育内容は、これまで知事が「小学校教則」を定めていたが、今回「教科課程」制定は文部大臣の権限に改められる。読方、作文、習字を国語一科目に統合するなど、教科の整理を行う。教員は、正・准教員の外に不足を補うため代用教員の制を定めるなどの改正が行われた(『大分県教育百年史』1、三八一～三八三頁)。

(18) 『大分県教育史談』大分県教育史談刊行会、一九六六、二七頁より
たとえば、文部省参事官寺田勇吉の論説が『大分県教育雑誌』一六八号(大分県共立教育会、一八九九、一～九頁)に記載されている。

(19) (20) 『大分県教育百年史』1、大分県教育庁総務課、一九七六、四一六頁
たとえば、森有森は、一八八七(明治二〇)年頃から女子教育について特に力を入れ書き始め(大分県に視察にきた頃)、「教育の完備と申すは決して男子のみ開化しでも真の開化といふべからず、女子の教育最も必要なり。女子は人の妻となり、人の母となるものなれば『理男子と同じからざるべからず』と説き、郡区長に対して、九州では師範学校に女子部を設けていない所が多いので、漸次女教員を養成する途を開くよう指示した。なぜなら「女教員ノ親切ニシテ注意ノ周到ナルハ決シテ男教員ノ及フ所ニ非ズ、殊ニ其幼稚ノ兒童ヲ教育スルハ男子ヨリモ大ニ優レ」てるので「幼稚者ヲ教育スルハ至難至重ノ事ニシテ特ニ女子ノ長所ニ託」すことが理由であった。兼重宗和「森有禮の女子教育」(『徳山大学論叢』第三八号、一九九一、三五九頁)より

(22) 明治二九年六月(大分県訓令第二五号)、女子の就学を促進するため

に学齢児童就学規則等の「実施を厳正に、若し児童保護者たる者名を疾病貧窮等に託して就学を避けんとするものあらば、深く其事実を探究し断じて假借する所あるべからず」と指示し、この訓令をうけ速見郡は女子の就学督促のための方策を協議した。「就学の猶予免除等に關しては男女寛嚴を異に」しないようにするとともに時宜を計り、民情を考え、男女別学級編成、一日一時間以上の裁縫教授、就学奨励品のための通俗教育談話会の開催、服装等に対する注意、女兒就学奨励品の授与、貧困者に対する授業料の免除等の「諸方便を実行すること」を決議する。「服装に対する注意」は、女子の服装が華美に流れ、貧しい家庭の子どもたちは自分の服装を恥じて学校に行きたがらないようなことを考慮してと推測される。他の郡でも、速見郡とほぼ同様の女子教育振興の方策が協議・決定された（坂本智恵子「大分県における女教師の形成過程」『別府大学紀要』第一八号、一九七七、一頁より）

(23) 福留美奈子「大分県における裁縫教育史」（『九州教育学会研究紀要』第二三卷、九州教育学会、一九九六、二〇〇頁）

(24) 明治三〇年代から四〇年代にかけて、県下に次々に女学校が開校された。そのほとんどが裁縫などの実技を教授するものであつたが、国語や算術・修身・習字などの教科を取り入れた学校も多かつた。たとえば大分の岩田実科高等女学校（明治三三年創立）、中津の扇城女学校（明治四一年）、別府大学の前身である豊州女学校（明治四一年）が有名である。安心院の首藤裁縫学校（明治三五年）、宇佐の神力裁縫学校（明治四三年）、安岐の安岐裁縫女学校（明治四一年）、國東の國東裁縫学校（明治四一年）、杵築の速見裁縫伝習所（明治三六年）のほか、亀川や戸次、佐賀村（現大分市細）、耶馬渓などに女子教育機関が開校された。

草書房、一九九一、七〇頁より）

(25) 小山静子は、「学校教育の普及と関係があるのだが、学校教育を受けた世代が親となり、旧世代の祖父母と教育のあり方をめぐって、意見の相違が存在していたこともまた、家庭教育論の隆盛を促した理由の一つであつた」と述べている。（小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、一九九一、七〇頁より）

(26) 『大分県教育百年史』三七八頁に、「六週間短期現役を終えて帰任した教員が、在隊時の大分県人評として、大分県人は外面を装い、内心潔白ならず。また、人を酷評する。大分県人の通つたあとには草もねぬ、などといわれたことを（後略）の記述があるが、大分は「赤猫根性」といわれる県民性があるといわってきた。「赤猫根性」については、元県知事の平松守彦氏の「分権文化論」から引用する。大分県民性は「淡白で何事もうけ入れる柔軟性をもつ」と言われる（武光誠「県民性の日本地図」）。九州人は一般的に頑固、義理人情にはあります。これが通説だが、大分だけはやや九州人的でない異色なところがある。大分は地理的に瀬戸内海に面し、大阪商人との取引があつたことや、一六世紀、キリストン大名大友宗麟の時代、南蛮貿易でボルトガルとの交易拠点であつたことも影響しているようだ。また秀吉によつて所領が細分化されて以後、明治まで小藩分立の時代が続いた。「排他的、利己的、協調性を欠く」という県民性もここから來たし、「赤猫根性」という「人の足を引っ張る」ことを意味する特異な言葉もある。ただ、県民性とされるものは、しばしばマイナス面が強調された

- り、嘲りが含まれたりする。「赤猫根性」という言い方も、大分県人は決して大勢順応型でなく、自己主張が強いという傾向の逆説的表現なのだ（読売新聞掲載）この「平松守彦の分権文化論」シリーズは、『地方からの変革地域力と人間力—グローカルという発想』、角川書店
<http://www.coaraor.jp/hiramatsu/bunkan> より引用
- (27) 「大分県杵築市旧杵築高等小学校明治期作文集」二頁より
- (28) 「大分県杵築市旧杵築高等小学校明治期作文集」作文番号（三）
- (29) 成田龍一「衛生環境の変化のなかの女性と女性観」（『日本女性生活史』四、近代、女性史総合研究会、一九九〇、九三～九五頁より）
- (30) 古庄ゆき子「明治生まれの日赤看護婦の履歴書を読む」（『大分県地方史』第一六四号、大分県地方史研究会刊、四八頁、五四頁より）
- (31) 『婦人問題』大正八年一〇月号、「現代婦人に對する要求」（小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、一九九一、一六一～一六二頁より）